エコアクション21
認証番号 0000741

２０２０年度　環境経営レポート

（2020年3月1日～2021年2月28日）

～人も自然も輝く未来に～

予防法務で
中小企業の環境経営を支援します

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です

5 ジェンダー平等を実現しよう
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに
8 働きがいも 経済成長も
13 気候変動に 具体的な対策を
16 平和と公正を すべての人に

弁護士法人赤津法律事務所

2021年5月1日

ごあいさつ

私は、四大公害訴訟の頃、テレビで、被害住民の方々が大企業に勝訴するのを見て感動し、弁護士を志しました。
弁護士登録以来、環境裁判や弁護士会活動を通じて、環境問題に取り組んできました。

そのなかで、地域の環境保全には地域経済の問題が大きく関わっていることが見えてきました。

こうして、当事務所は、弁護士事務所として地域経済の維持発展に貢献するために、地域経済を支える中小企業の環境経営を、予防法務を通じて支援することを、事務所の使命と致しました。

当事務所は、エコアクション２１に取り組むことで自ら襟を正し、志ある中小企業家の方々とともに、人も自然も輝く未来、豊かで美しく多様性のある地域社会、を目指します。

２０２１年５月吉日　　弁護士法人 赤津法律事務所

代表社員　赤津 加奈美

《経営理念》

私たちは、人も自然も輝く未来を、目指します。

〈環境方針〉

環境法を専門とし、予防法務を通じて、地域経済の発展と地球環境の保全に貢献します。

〈環境行動指針〉

1. 環境関連法規制や当事務所が約束したことを順守します。
2. 以下について具体的な環境目標を定め、活動計画を立て、継続的改善に努めます。
   ①脱炭素社会のための省エネルギー
   ②循環型社会のための省資源、廃棄物の削減
3. 環境法と予防法務の知識研鑽に努め、環境経営やコンプライアンス経営の支援、普及、啓発、に取り組みます。

制定日：2005年12月13日
改定日：2016年4月7日
改定日：2021年5月1日

代表社員　赤津　加奈美

□登録事業所の概要

事業者名及び代表者名　弁護士法人赤津法律事務所
代表社員　赤津加奈美
所在地　〒530-0047　大阪市北区西天満2丁目6－8　堂島ビルヂング　618号

環境保全関係の責任者及び担当者連絡先
環境管理責任者　大川　章江
連絡先　TEL06-6366-1003

事業内容　弁護士業務、中小企業のための予防法務、環境経営支援

事業の規模　売上高　1，380万円／年
従業員　2名（2021年1月現在）
事務所床面積　51．70㎡
事業年度　毎年3月1日～翌年2月28日
認証登録範囲　全組織

弁護士法人赤津法律事務所　実施体制図及び役割・責任・権限表

・環境経営に関する統括責任
・環境経営システムの実施に必要な人、設備、費用、時間、技能、技術者を準備
・環境管理責任者を任命・環境方針の策定・見直し及び全従業員へ周知
・環境目標・環境活動計画書を承認
・代表者による全体の評価と見直しを実施
・環境経営レポートの承認

代表者（代表社員）
赤津　　加奈美

・環境経営システムの構築、実施、管理
・環境関連法規等の取りまとめ票の作成
・環境目標、環境活動計画書原案の作成
・環境活動の取組結果を代表者へ報告
・環境関連法規等取りまとめ表に基づく遵守評価の実施
・環境負荷の自己チェック及び環境への取り組みの自己チェックの実施
・環境経営レポートの作成、公開（事務所に備付けと地域事務局への送付）
・環境関連の外部コミュニケーションの窓口
・環境活動の実績集計
・環境方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚
・決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加

環境管理責任者
（事務局）
大川　　章江

環境目標とその実績

当事務所における環境目標と実績は次のとおりです。

項目		年度	2005年（基準）	2017年（実績）	2018年（実績）	2019年（実績）	2020年（目標）	2020年（実績）	2021年（目標）	2022年（目標）
二酸化炭素排出量		総量（kg-CO2）	4,566 (100%)	1,781 (39.%)	1,670 (36.6%)	1,623 (35.5%)	1,826 (40%)	1,554 (34%)	1,826 (40%)	1,826 (40%)
	電　力	総量　（kWh）	4,502 (100%)	2,627 (58.3%)	2,376 (52.8%)	2,247 (49.9%)	2,476 (55%)	2,169 (48.1%)	2,476 (55%)	2,476 (55%)
	都市ガス	総量　（㎥）	1,115 (100%)	228 (20.4%)	235 (21.1%)	235 (21.1%)	335 (30%)	221 (19.8%)	335 (30%)	279 (25%)
廃棄物排出量		総量　（kg）	228 (100%)	41 (17.9%)	41 (17.9%)	39 (17.9%)	57 (25%)	33 (14.4%)	57 (25%)	57 (25%)
	一般廃棄物	総量　（kg）	228 (100%)	41 (17.9%)	41 (17.9%)	39 (17.9%)	57 (25%)	33 (14.4%)	57 (25%)	57 (25%)

＊%は基準年からの削減率です。
＊排水量は、共益費に含まれているためわかりません。
＊電力の二酸化炭素換算係数は、平成27年度関西電力の調整後排出係数0．496を使用しています。
＊活動期間は2016年度までは4月から3月でしたが、2017年度より事業年度に合わせ3月から2月に変更しました。
＊基準年を2004年から2005年に変更しました。
＊近年の達成度に鑑み2020年度より電力目標を60%⇒55%、廃棄物目標を30%⇒25%に変更します。
＊次年度2021年度より、日本国削減目標に合わせ、基準年2013年に変更します。

上記の数値目標のほか、以下の取り組みを推進します。

①中小企業への予防法務による環境経営支援
②中小企業への環境経営普及（中小企業家同友会）
③環境問題NPO連携（NPO-CSCC：土壌汚染コンソーシアム）
④情報発信（メルマガ「中小企業の環境経営を考えるブログ」配信）
⑤環境教育（法科大学院で環境訴訟講義）
⑥事務所内環境教育

環境活動の取り組み計画と評価

方針書	取り組み計画	達成状況	評　価（結果と今後の方向）
２－①	電力の削減 ・電子機器の適時更新 ・電子機器の節電モード活用 ・電子機器の不要時主電源**OFF** ・照明回路3列分割（不要時消灯） ・晴天日窓際照明列**OFF** ・不在時不在場所照明**OFF** ・**FAX**電源を業務時間外**OFF**	基準年度：**4,502kWh** **(2005**年**)** 目標：**2,701kWh** 実績：**2,169kWh** 達成状況：◎	・電力消費は、照明、電子機器、冷蔵庫です。 ・このうち照明が大きいので、３列に分割し、晴天時の窓際照明OFF、不在場所消灯、で節電できています。今年はコロナ禍により、事務局の時短、業務時間内終業、の影響もあったと思います。 ・電子機器は、FAX入替で節電型に、PC増設で消費増に、なったと思いますが、節電モード設定やFAX電源OFFの活用などが効いたのか、結果としては目標達成できました。 電子機器は、業務必需品なので、今後も更新と節電を両立していこうと考えています。 ・冷蔵庫は、数年前に年末年始電源オフをしてみましたが、それほど節電になりませんでした。 ・目標達成が続いているので、来年度より基準年を日本国目標に合わせて２０１３年度にしようと思います。
２－②	都市ガスの削減 ・冷暖房設定温度**28**度**20**度 ・ブラインドの活用 ・ウォームビス/クールビズ ・扇風機の導入 ・ひざ掛け、室内履き ・執務デスクの夏冬引越し ・遮熱カーテンの導入 ・温湿度計の活用	基準年度：**1,115** ㎥ **(2005**年**)** 目標：**335**㎥ 実績：**221**㎥ 達成状況：◎	・都市ガス消費は、テナントビルがガスヒーポンを導入しているため、冷暖房暖房空調器によるものです。 ・冬は、執務室の遮熱カーテンの効果が大きかったと思います。温湿度計の活用に加え、膝掛け、スノーブーツ、ウォームビズで、空調に頼るより快適でした。 ・酷暑は、冬に比べて室内への影響が少ないようで、温湿度計の活用に加え、扇風機とクールビズで乗り切れました。 ・空調の消し忘れも無くなり、コロナ禍による業務時間内終業も影響したと思います。 ・目標達成が続いているので、来年度より基準年を日本国目標に合わせて２０１３年度にしようと思います。
２－②	一般廃棄物の削減 ・弁当持参・不要な購入抑制 ・データクラウド化 ・メール活用 ・ペーパーレス複合機 ・新聞電子版・雑誌購読抑制 ・原則両面コピー ・事務手順マニュアル化	基準年度：**228kg** **(2005**年**)** 目標：**68kg** 実績：**33kg** 達成状況：◎	・２０２０年度は、コロナ禍を機に、業務データのクラウド化、メール活用などDX に取り組みました。 ・弁当持参、不要な購入抑制、など以前からの廃棄物抑制活動も、コロナ禍で外出自粛、経費節減にも貢献しました。 ・両面コピーの徹底で、反古紙の発生が激減しました。 ・紙使用量は、業務量に比例してしまいます。裁判所もようやく民事訴訟のＩＴ化に着手しましたが、行政紛争処理機関は旧態然のままで、これら司法関係機関のＩＴ化の必要性を実感させられました。 ・目標達成が続いているので、来年度より基準年を日本国目標に合わせて２０１３年度にしようと思います。
２－②	節水	共益費に含まれているため把握不可	共有水道の利用も節水を心がけ、トイレも無駄な排水はしません。
２－②	グリーン購入 ・環境配慮型商品購入	達成状況：◎	COOL CHOICEに賛同しています。 リサイクル用紙や紙製綴具ファイルを購入、利用しています。

方針書	取り組み計画	達 成 状 況	評 価（結果と今後の方向）
3	環境経営の普及・啓発 ①中小企業に対する 予防法務による環境経営支援 ②中小企業に対する 環境経営の普及・啓発 （中小企業家同友会） ③環境問題NPO連携 （NPO-CSCC：土壌汚染コンソーシアム） ④情報発信 （メルマガ配信「中小企業の環境経営を考えるブログ」） ⑤環境教育 （大阪大学法科大学院「公法訴訟」で環境訴訟講義） ⑥事務所内環境教育	①中小企業に対する予防法務による環境経営支援 地域経済を支え人間尊重の経営を実践する優良企業が、紛争に巻き込まれることなく、安定して経営を発展させることが、地域の社会経済の維持と自然環境の保全に必要です。 当事務所は法律顧問として、そのような中小企業に対し、日常的な経営法律相談、契約書の作成やチェック、社内規定の整備、などのコンプライアンス支援、予防法務サービスを、迅速かつ的確に提供しています。 ②中小企業に対する環境経営の普及・啓発 中小企業家同友会において、大阪府同友会の環境経営部会の部会長、および、全国協議会の環境経営委員会の委員長として、地元大阪の会員企業、さらに、全国の会員企業に対して、環境経営の意識を啓発し、環境経営を普及する運動に携わっています。 ③環境問題NPO連携 NPO-CSCC（土壌汚染コンソーシアム）の会員として、土壌汚染対策や規制の実務や技術の知識、見分を広めるとともに、土壌汚染対策法や汚染土地取引を巡る法律知識について研修しています。 ④情報発信 事務所ホームページ掲載の「中小企業の環境経営を考えるブログ」で、中小企業経営や環境問題に関する知識普及・意識啓発の話題を毎月2題更新し、メルマガとして配信しています。 ⑤環境教育（法科大学院で環境訴訟講義） 大阪大学法科大学院の「公法訴訟」で、自身で取り組んだ環境訴訟3題を法科大学院生に講義しています。 ⑥事務所内環境教育 毎月2回の事務所会議で、環境問題と関係分野の勉強会を行っています。	環境問題と中小企業運動を発展的に融合させ、「中小企業に対する予防法務による環境経営支援」を当事務所の使命としています。 ２０１５年４月に経営理念として方向性を定め、２０１７年７月に経営方針として明確にしました。 以来、特に力を入れてきた、顧問会社に対する日常支援の強化は、この間の働きかけもあって、気軽に日常相談をいただける会社が広がり、その相談頻度も確実に増えています。 ２０２０年度は、アフターコロナを見据えたDXに取り組み、顧問会社に向けた、オンライン相談窓口の開設、WEBアンケート、会社資料データのクラウド化、などを実現しました。 また、ホームページも自製化に成功し、ブログの更新やメルマガ配信にも自由度が増えました。 ２０２１年度はさらに、積極的ＤＸとして、ホームページの充実と活用、オンライン面談の活用、アナログ業務のデジタル化、デジタル営業ツールの導入、への挑戦を考えています。

総括（代表者の見直し）

環境問題と中小企業運動を発展的に融合させ、「中小企業に対する予防法務による環境経営支援」を当事務所の使命としています。

２０１５年４月に経営理念として方向性を定め、２０１７年７月に経営方針として明確にしました。

以来、特に力を入れてきた、顧問会社に対する日常支援の強化は、この間の働きかけもあって、気軽に日常相談をいただける会社が広がり、その相談頻度は確実に増えています。

２０２０度は、アフターコロナを見据えたDXに取り組み、顧問会社向け、オンライン相談窓口の開設、WEBアンケート、会社資料データのクラウド化、などを実現しました。

また、ホームページも自製化に成功し、ブログの更新やメルマガ配信にも自由度が増えました。

２０２１年度はさらに、積極的ＤＸとして、ホームページの充実と活用、オンライン面談の活用、アナログ業務のデジタル化、デジタル営業ツールの導入、への挑戦を考えています。

環境関連法規制等の順守状況

法規制等の名称	該当する要求事項 （対応すべき事項）	条項 （法律、規則、施行令）	関連条例等による規制	該当する設備・項目
廃棄物処理法	市町村で定める方法に従い分別	第2条の3	大阪市一般廃棄物処理基本計画	一般廃棄物
容器包装リサイクル法	市町村で定める方法に従い分別	第4条	大阪市分別収集計画	容器包装（金属、紙、プラスチック、ガラス等）
資源有効利用促進法	廃棄時に再資源化となるよう処理	第5条		パソコン廃棄時
家電リサイクル法	廃棄時に再資源化となるよう処理	第6条		冷蔵庫廃棄時

環境関連法規制等の順守状況の定期評価の結果、環境法規制等の逸脱はありませんでした。
また、過去3年間にわたって、関係当局からの指摘や訴訟もありませんでした。

<電気>

電気（KWh）			
	2019年度	2020年度	昨年度比率(%)
3月	167	159	95%
4月	189	192	102%
5月	180	178	99%
6月	196	161	82%
7月	193	191	99%
8月	209	186	89%
9月	196	194	99%
10月	188	184	98%
11月	194	185	95%
12月	182	173	95%
1月	182	186	102%
2月	171	180	105%
合計	2247	2169	97%

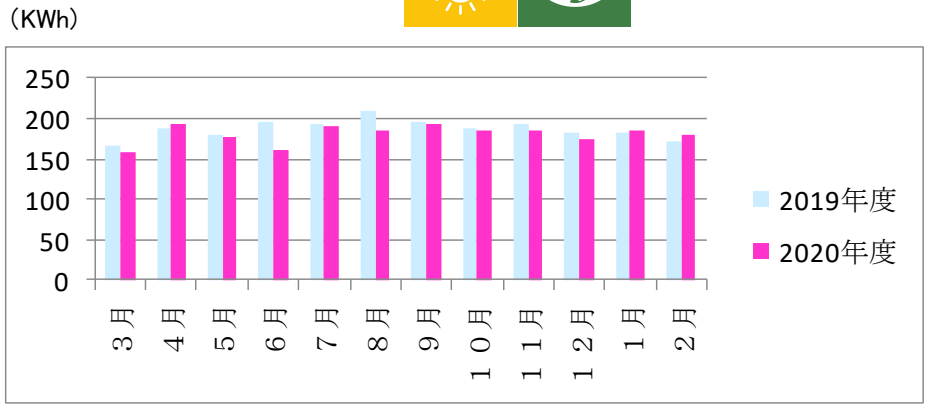

・晴れて明るい日は窓際の列（上の写真の一番奥）の照明を消しています。

・業務時間内外を問わず、照明は執務場所の必要最小限にしています。

・電子機器の節電モードや不要時の電源オフや消灯など、互いに声かけあって、臨機応変な節電をしています。

<都市ガス>

冷暖房ガス（㎥）			
	2019年度	2020年度	昨年度比率(%)
3月	10.2	3.8	37%
4月	0	0.2	10%
5月	1.7	0	0%
6月	16.6	4.8	29%
7月	28.2	32.2	114%
8月	70.2	32.7	47%
9月	70.6	84.3	119%
10月	23	37.3	162%
11月	3. 6	3.5	97%
12月	0. 4	0.5	125%
1月	2. 8	9.6	343%
2月	7. 8	12.3	158%
合計	235. 1	221.2	94%

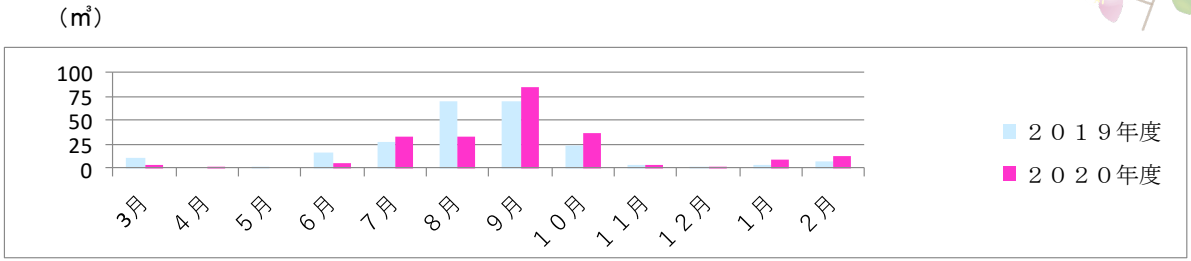

・主なガス消費は、空調機（下の写真）です。
　20度28度を目安に、羽の向きなど調整しながら、体感適温になれば切っています。
　空調機の羽の向きや運転・停止は、互いに声掛けしながら、節電と快適性を両立しています。
・執務室は、窓際と奥側の2つの机があるので、夏用、冬用、と引越ししています。
・執務室は窓からの外気影響が大きいので、昨年から遮熱カーテンを導入（下の写真）しました。
・冬はモフモフ防寒（ひざ掛け、上着、スノーブーツ）、夏はタンクトップに扇風機併用で、
　ウォームビズ、クールビズ、をしています。
・来客時は、お客様優先で、空調で室温を整え、服装も失礼のないようにきちんとします。

＜一般廃棄物＞

一般廃棄物(kg)			
	2019年度	2020年度	昨年度比率(%)
3月	3	3	100%
4月	4	3	75%
5月	4	2	50%
6月	3	2	67%
7月	3	3	100%
8月	3	3	100%
9月	4	4	100%
10月	3	2	67%
11月	3	3	100%
12月	3	4	133%
1月	3	2	67%
2月	3	2	67%
合計	39	33	85%

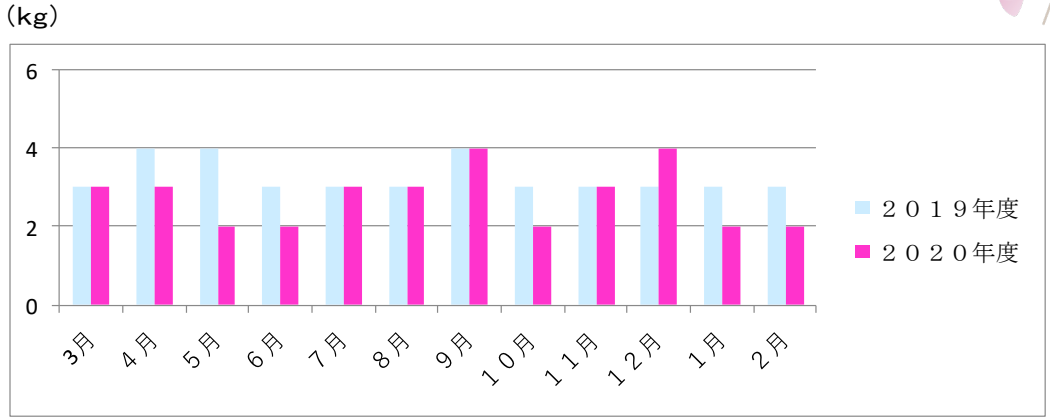

・ペーパーレス複合機を活用し、FAX排紙ほぼゼロ、データ化（スキャン）で、紙ゴミを削減しました。
・新聞電子版化、メール活用、など電子化も進めました。
・お弁当持参（写真）が定着し、コンビニゴミが無くなりました。
・両面コピーを原則（写真）徹底し、ミスコピー削減をマニュアル化しました。反古紙の発生がほぼ無くなり、郵便物の軽量化、記録や資料の軽量化にも貢献しました。

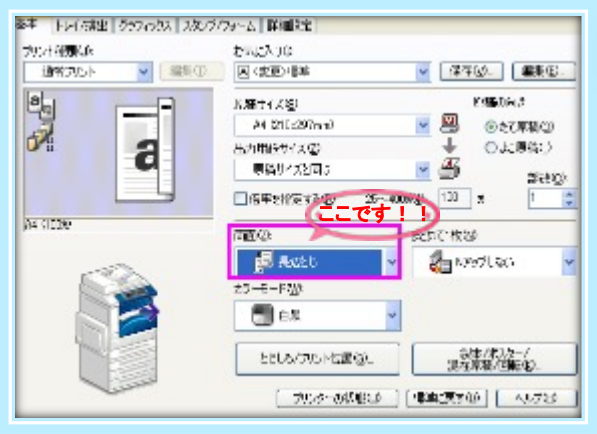

＜紙使用量＞

紙使用量（コピーカウンター量）			
	2019年度	2020年度	昨年度比率(%)
3月	476	758	159%
4月	700	774	111%
5月	1,167	442	38%
6月	1,424	489	34%
7月	655	1117	171%
8月	574	210	37%
9月	795	591	74%
10月	431	2116	491%
11月	816	955	117%
12月	812	720	89%
1月	186	1213	652%
2月	602	453	75%
合計	8638	9838	114%

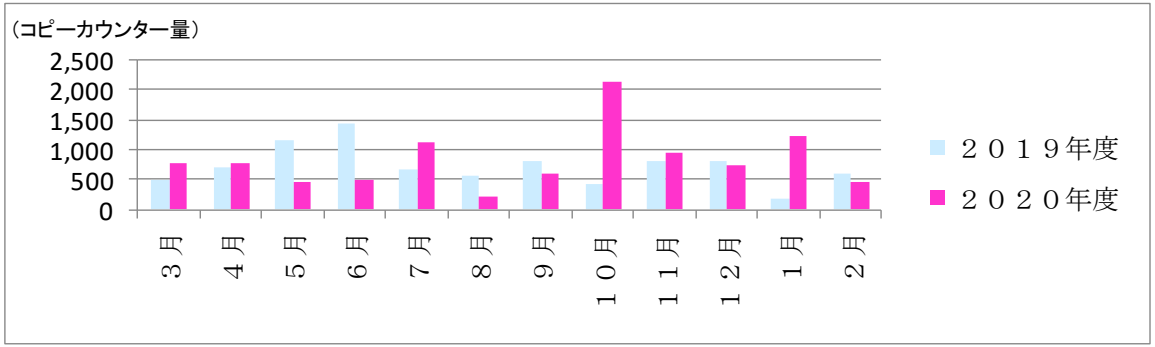

・紙使用量はコピーのカウンター数で計量しています。

・紙使用量の削減はほぼ行き着いています。

・裁判所のIT化は始まったばかり、行政紛争処理機関は旧態然のため、事務所内で努力しても、要求される提出部数で紙使用量が増えてしまいます。

・ペーパーレス複合機を活用し、FAX排紙ほぼゼロ、データスキャンしてクラウド化しました。

・メールや電子申請を活用するようにしました。

・両面コピーを原則にしています。

・事務処理マニュアル化で、無駄なコピーやミスコピーを減らしています。

赤津法律事務所の使命とＳＤＧｓ

16 平和と公正をすべての人に

・基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士事務所として、市法への平等なアクセスを提供し、情報への公共アクセスの確保に尽力しています。

13 気候変動に具体的な対策を

・弁護士事務所としてエコアクション21認証取得を15年間継続し、温室効果ガスと廃棄物の大幅な削減ができました。
　中小企業に対する環境経営の啓発・普及にも努めています。

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに

・再エネ発電施設の情報公開裁判に取り組み、勝訴的和解を得ました。
　今後も、弁護士事務所として、我が国の再エネ普及に取り組みます。

8 働きがいも経済成長も

・中小企業に法律顧問として予防法務を提供するとともに、人間尊重の経営による業績と生産性の向上を支援しています。

5 ジェンダー平等を実現しよう

・女性の弁護士事務所として、中小企業予防法務と環境経営支援により事務所を維持発展させることで、ジェンダー平等を体現します。

弁護士法人
赤津法律事務所

赤津法律事務所のDX

パンデミックの歴史やコロナウイルスについて勉強し、アフターコロナはデジタルITと環境の時代と判りました。
そこで、当事務所でも「DX＋GX」に取り組みました。具体的な取り組みと成果をご紹介します。

・Microsoft 365 Business 導入

クラウドストレージとTeamsの活用のために、Microsoft Bussinessを導入しました。事務所に複数台PCとノートPC、スマホのデータがクラウド化され（バックアップもとってます）、データの安全と処理の迅速が高まりました。

・ホームページ自製化

外注を止め、レンタルサーバを契約し、ホームページを自製化しました。ブログ投稿やページ増設、適時追加修正など、自由度が増えました。これからはいろいろと活用していきたいです。

・ブログ「中小企業の環境経営を考える」メルマガ配信

ホームページにブログ「中小企業の環境経営を考える」を設置し、毎月２題メルマガ配信しています。ホームページ自製化とレンタルサーバ自社契約で実現できました。

・記録や資料のデータ化クラウド化

「すべてクラウドに」のもと、複合機を更新（スキャン能力向上）し、どこでも事務所と同じ仕事ができるようにしています。

・電子申請

社会保険などの申請や登記簿の取り寄せを電子申請にしました。事務所会計もクラウド化しました。

中小企業の環境経営を考えるブログ

環境経営、予防法務、環境法、環境問題に関する話題を
赤津法律事務所HP（ https://akatsu-lpc.jp/homepage/ ）に掲載、
毎月1回、メールマガジンで配信しています。

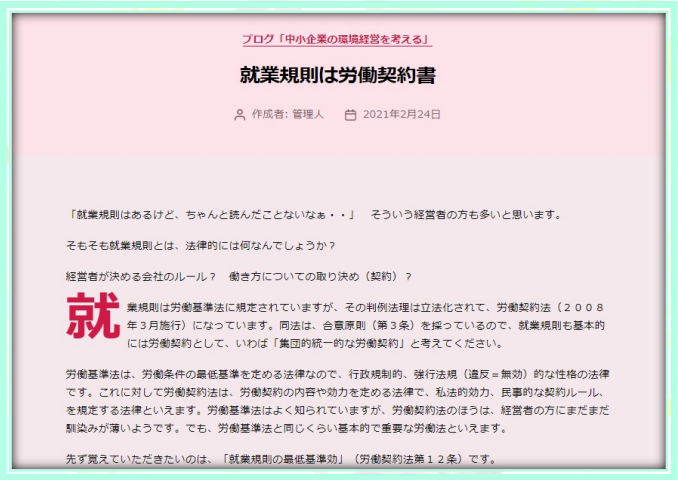

ブログ「中小企業の環境経営を考える」

就業規則は労働契約書

作成者: 管理人　2021年2月24日

「就業規則はあるけど、ちゃんと読んだことないなぁ・・」　そういう経営者の方も多いと思います。

そもそも就業規則とは、法律的には何なんでしょうか？

経営者が決める会社のルール？　働き方についての取り決め（契約）？

就業規則は労働基準法に規定されていますが、その判例法理は立法化されて、労働契約法（２００８年３月施行）になっています。同法は、合意原則（第３条）を採っているので、就業規則も基本的には労働契約として、いわば「集団的統一的な労働契約」と考えてください。

労働基準法は、労働条件の最低基準を定める法律なので、行政規制的、強行法規（違反＝無効）的な性格の法律です。これに対して労働契約法は、労働契約の内容や効力を定める法律で、私法的効力、民事的な契約ルール、を規定する法律といえます。労働基準法はよく知られていますが、労働契約法のほうは、経営者の方にまだまだ馴染みが薄いようです。でも、労働基準法と同じくらい基本的で重要な労働法といえます。

先ず覚えていただきたいのは、「就業規則の最低基準効」（労働契約法第１２条）です。

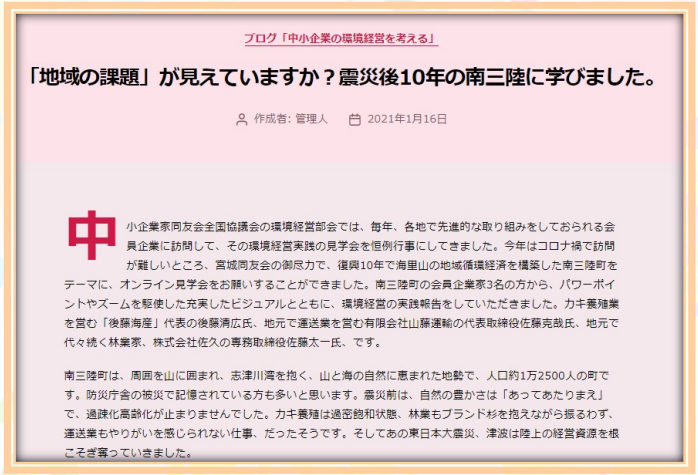

ブログ「中小企業の環境経営を考える」

「地域の課題」が見えていますか？震災後10年の南三陸に学びました。

作成者: 管理人　2021年1月16日

中小企業家同友会全国協議会の環境経営部会では、毎年、各地で先進的な取り組みをしておられる会員企業に訪問して、その環境経営実践の見学会を恒例行事にしてきました。今年はコロナ禍で訪問が難しいところ、宮城同友会の御尽力で、復興10年で海里山の地域循環経済を構築した南三陸町をテーマに、オンライン見学会をお願いすることができました。南三陸町の会員企業家3名の方から、パワーポイントやズームを駆使した充実したビジュアルとともに、環境経営の実践報告をしていただきました。カキ養殖業を営む「後藤海産」代表の後藤清広氏、地元で運送業を営む有限会社山藤運輸の代表取締役佐藤克哉氏、地元で代々続く林業家、株式会社佐久の専務取締役佐藤太一氏、です。

南三陸町は、周囲を山に囲まれ、志津川湾を抱く、山と海の自然に恵まれた地勢で、人口約1万2500人の町です。防災庁舎の被災で記憶されている方も多いと思います。震災前は、自然の豊かさは「あってあたりまえ」で、過疎化高齢化が止まりませんでした。カキ養殖は過密飽和状態、林業もブランド杉を抱えながら振るわず、運送業もやりがいを感じられない仕事、だったそうです。そしてあの東日本大震災、津波は陸上の経営資源を根こそぎ奪っていきました。

予防法務でDX活用

日々のちょっとしたご相談を気軽にしていただき、これに迅速的確にお応えできるよう、予防法務をDXでグレードアップしています。
新しい時代の新しい経営の在り方にあわせ、経営幹部の方々も含めた会社ぐるみのお付き合い、平日48時間以内の回答、などを通じて、日々の経営に寄り添い、なくてはならない、頼りになる法律顧問を目指しています。

・Teams/ZoomによるWEB相談

Microsoft 365 Bussiness、Zoomを導入し、WEB面談、資料共有、WEB上での協働作業、などが可能になりました。
先方のSlackに参加させていただき、日々のご相談にも対応しています。

・顧問メルマガによる情報発信

第1次緊急事態宣言の際には、顧問メルマガを立ち上げ、各方面から収集した支援策などの情報を、吟味したうえ、適宜、情報発信しました。

・Formsによる顧問会社さまアンケート

毎年アンケート用紙送付でお願いしていた「顧問会社さまアンケート」をFormsによるWEBアンケートで実施しました。回答率は以前より上がりました。今後もすべての顧問会社さまから回答いただけるよう努力し、予防法務の改善・向上に生かしていきます。

・顧問会社さま資料のデータ化クラウド化

重要な規定や資料を予め共有させていただいています。これらをデータ化しクラウド上で整理して保管するようにしました。
日々のご相談により迅速的確に対応できるようになりました。

中小企業家同友会での活動

「よい会社」「よい経営者」「よい経営環境」を目的とする中小企業家同友会の会員として、中小企業運動、特に中小企業の環境経営の普及・啓発に携わっています。
大阪府中小企業家同友会では、環境経営部会の部会長として、中小企業家同友会全国協議会（中同協）では、環境経営委員会の委員長として活動しています。

今年はコロナ禍で、活動が制限されましたが、中同協で環境経営委員会が取り組んでいる「同友エコアンケート（環境経営・エネルギーシフト・SDGsに関するアンケート）を改善して、継続実施できました。

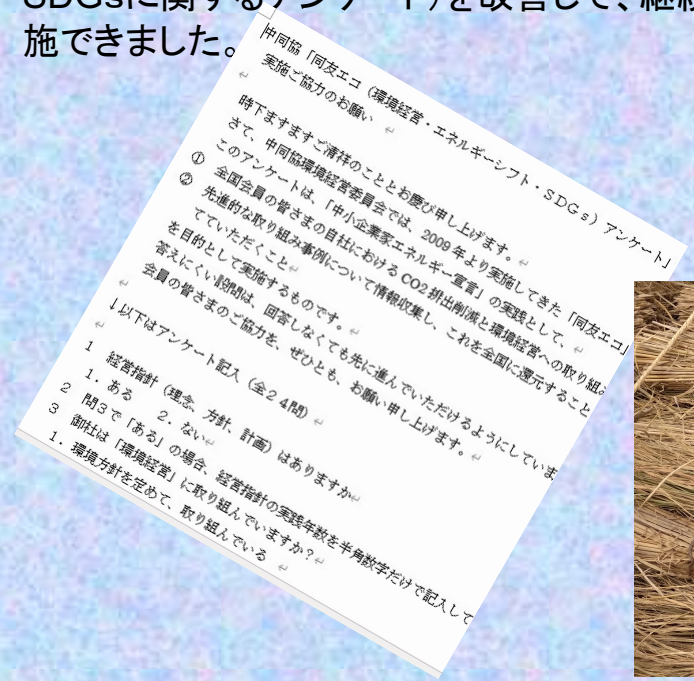
中同協「同友エコ（環境経営・エネルギーシフト・SDGｓ）アンケート」
実施ご協力のお願い

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、中同協環境経営委員会では、2009年より実施してきた「同友エコ」
このアンケートは、「中小企業家エネルギー宣言」の実践として、
① 全国会員の皆さまの自社におけるCO2排出削減と環境経営への取り組
② 先進的な取り組み事例について情報収集し、これを全国に還元すること
てていただくこと
を目的として実施するものです。
答えにくい設問は、回答しなくても先に進んでいただけるようにしていま
会員の皆さまのご協力を、ぜひとも、お願い申し上げます。

↓以下はアンケート記入（全２４問）

1　経営指針（理念、方針、計画）はありますか
1．ある　　2．ない
2　問3で「ある」の場合、経営指針の実践年数を半角数字だけで記入して
3　御社は「環境経営」に取り組んでいますか？
1．環境方針を定めて、取り組んでいる

大阪府中小企業家同友会の環境経営部会でもZoom活用による定例幹事会、例年恒例のEA21認証取得スクール・BCP策定スクールを開催し、植樹祭（中央環状線沿い近畿道高架下の緑化活動で地元の「命の輝き共生の森計画推進協議会」にお世話いただいています）も行うことができました。

NPO土壌汚染コンソーシアムでの活動

NPO土壌汚染コンソーシアムの会員として、セミナーに参加して、研究者の方、調査会社やゼネコンの方、行政の方、から、土壌汚染の対策や規制の実務や技術の知見を学んでいます。

私も弁護士として、土壌汚染対策法や汚染土地取引を巡る法律知識に関するセミナーを、年1回、講師として研修しています。

今年はコロナ禍で、３月にZoomによるセミナーとなりましたが、土壌汚染に関する最近の判例と情報公開の知識について、お話ししました。

土壌汚染に関する最近の判例
情報公開の知識

弁護士　赤津 加奈美
2021.3/29

東京地裁 令和2年3月2日判決（民事訴訟）

＊埋設物と汚染の契約締結時の想定

当事者
原告：小麦粉等食料品材料卸業社
被告：不動産会社

原告の請求：5668万0950円（瑕疵担保責任/表明保障違反等） H26.7/26～6%遅延損害金

判決結果：請求棄却

東京地裁 令和元年11月29日判決（民事訴訟）

＊もらい汚染を前訴で和解

当事者
原告：前訴原告A（本件土地建物の所有者）の相続人
被告：前訴被告B（隣地でもとガソリンスタンドを経営）の土地譲受（和解地位承継）人

原告の請求：3000万円（汚染による減価相当額） H28.12/9～5%遅延損害金

判決結果：請求棄却

情報公開制度
判例

安威川ダム大阪高裁判例H6.6/29（最高裁H7.4/27確定）

（対象文書）安威川ダムの地質調査報告書

（判示内容）

「本件非公開情報は、専門家が調査した自然界の客観的、科学的な事実、及びこれについての客観的、科学的な分析であると推認されるのであり、その情報自体において、安威川ダム建設に伴う調査研究、企画などを遂行するのに誤解が生じるものとは考えられない」「本件処分時において、本件非公開情報を公開することにより、安威川ダム建設の調査研究、企画などを公正かつ適切に行うことに著しい支障を及ぼすおそれがあったものとはみとめられない」

事務所内の活動

事務処理マニュアル

事務処理マニュアルの実践と継続的改善を昨年度よりしています。
事務処理の正確、迅速、効率、に、貢献しています。

環境問題勉強会

月２回の事務所会議における勉強会が定着しました。
新聞雑誌などから記事を抜粋し、読み合わせながら、代表者による解説も交えて、勉強しています。
弁護士と事務局の、情勢認識や環境知識の共有に役立ち、事務所の経営指針に事務所全体で確信を深めることに貢献しています。

今年度のテーマ

環境問題
・SDGs　・水素開発
・アップルカー　・脱炭素

時事問題
・新型コロナウイルス　・アフターコロナ
・NBL感染症対応　・中小企業家しんぶん

法律問題
・裁判IT化